

福岡県私立学校経常費補助金（一般補助・幼稚園経費）

処遇改善加算に係る事業計画書提出における留意事項等について

1 提出書類

・ 処遇改善加算 A

- ① 令和 6 年度福岡県私立学校経常費補助金（一般補助・幼稚園経費）処遇改善加算に係る事業計画書の提出について（鑑様式）
- ② 様式 1 総括表
- ③ 様式 2 処遇改善状況一覧表
- ④ 処遇改善が分かる資料

【共通資料】様式 1 総括表の 4 (1)

令和 6 年度の給与台帳（写）又は給与明細（写）

【個別資料】様式 1 総括表の 4 (2)～(4)において、○を付けた資料。

・ 処遇改善加算 B【旧教育支援体制整備事業費交付金（幼稚園の教育体制支援事業）】

- ① 総括表
 - ② 交付申請額（上限額）の算定方法について
 - ③ 幼稚園の処遇改善加算 B「賃金改善に係る計画書」兼「実績報告書」（令和 6 年度 4 月～3 月）（交付申請書関係書類）
- ※ 上記①～③は同一のエクセルファイルで相互に関連付けているため、ファイル内の各シートは削除しないでください。

※提出書類の控えについては、他の補助金関係書類とともに 5 年間保存してください。

※調査票の様式は、福岡県庁ホームページに掲載しております。

掲載場所：トップページ：テーマから探す → 「教育・文化・スポーツ」 → 「学校教育」
→ 「私立学校」→ 「私立幼稚園に対する補助金申請用書類の一覧」 → 「2. 福岡県私立学校経常費補助金〈処遇改善加算〉」

URL : <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/24youtien-jisseki.html>

2 支払予定時期

令和 7 年 3 月（福岡県私立学校経常費補助金（一般補助）の第 3 回交付分と合わせて交付）

3 令和6年度福岡県私立学校経常費補助金の今後のスケジュール及び提出書類について

日程			一般・幼稚園経費	処遇改善加算	特別支援教育加算	預かり保育推進事業	交付時期等
令和 6年	10月	上		↑ 提出依頼	↑	↑ 提出依頼	
		中					
		下			提出期限 (10/31) ※10/1在籍園児分		
	11月	上					
		中		↓ 提出期限		↓ 提出期限	
		下	↑ 1月始業日現在 満3歳児在園児数調査				変更交付申請 (2回目)
	12月	上					変更交付決定 (2回目)
		中	↓ 提出期限				概算払い (2回目)
		下					
令和 7年	}						
	2月	上					
		中					変更交付申請 (3回目)
		下					
	3月	上					
		中					変更交付決定 (3回目)
		下					概算払い (3回目)
	4月	上					
		中					
		下					実績報告提出期限 (4/30)
	}						
	6月	上					
		中					
		下					計算書類提出期限 (6/30)
	}						
	12月	上					交付額の確定
		中					
		下					

※ 提出期限までに書類の提出がない場合や提出書類に不備がある場合、補助金を交付できませんので御注意ください。

※ 特別補助・教育改革推進経費（預かり保育推進事業）については、各園の申請額の総額が予算額を超過することが見込まれる場合、圧縮率をかける場合があります（予算の範囲内で補助）。

※ 処遇改善加算について、事業計画と実績報告の内容に相違がある場合や実地検査等により申請内容と事実が異なる場合については、補助金の返還が生じることがあります。

なお、事業計画を上回る改善を行っても、補助金の追給は行いません。

※ 補助金の入金口座等に変更がある場合は、「債権者登録申出書」による変更手続きが必要です。速やかに、私学振興課に連絡の上「債権者登録申出書」を提出してください。この手続きを行わないと、補助金の振込みができませんのでご注意ください。